

市民税非課税世帯を証明する書類の例

令和7年度 介護保険料額決定通知書 兼 特別徴収開始通知書

料金後納郵便 郵便区内特別 047-8660 北海道小樽市 花園2丁目12番1号 小樽 太郎 様 0000123456 介護保険料額決定通知書 [担当課] 小樽市 福祉保険部 介護保険課計画・保険グループ 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 電話 (0134) 32-4111 内線 454 ファクス (0134) 27-6711 還付金詐欺に御注意を！		令和7年度 介護保険料額決定通知書 兼 特別徴収開始通知書 被保険者番号 0000123456 氏 名 小樽 太郎 令和7年度分の介護保険料を次のとおり決定し、 年金から特別徴収しますので通知します。 令和7年6月13日 小樽市長 迫 俊 哉 【保険料額】 <table border="1"><thead><tr><th>年間保険料額</th><th>期 別</th><th>保険料額</th><th>期 別</th><th>保険料額</th></tr></thead><tbody><tr><td>28,670 円</td><td>4月期</td><td>4,700 円</td><td>10月期</td><td>4,970 円</td></tr><tr><td></td><td>6月期</td><td>4,700 円</td><td>12月期</td><td>4,800 円</td></tr><tr><td></td><td>8月期</td><td>4,700 円</td><td>2月期</td><td>4,800 円</td></tr></tbody></table> ・上表の4月期保険料額欄に金額が記載されている方は、既に年金より特別徴収されております。 ・年間を通じて保険料額が均等になる（平準化する）ように8月期（仮徴収）の保険料額を調整する場合があります。 ・保険料額に100円未満の端数がある場合は、10月期の保険料額に合算しています。 ・令和8年度4月期・6月期（仮徴収）の保険料額は、令和7年度2月期の保険料額と同額になります。 【保険料の徴収方法】 <table border="1"><thead><tr><th>保険料の徴収方法</th><th>特別徴収</th></tr></thead><tbody><tr><td>特別徴収義務者</td><td>厚生労働大臣</td></tr><tr><td>特別徴収対象年金</td><td>老齢基礎年金</td></tr></tbody></table> ・介護保険法第129条の規定に基づき第1号被保険者（市内に住所を有する65歳以上の方）に保険料が賦課されます。 【保険料算定の基礎情報】 <table border="1"><thead><tr><th>世帯</th><th>本人</th><th>基準判定所得</th><th>段 階</th></tr></thead><tbody><tr><td>非課税</td><td>非課税</td><td>円</td><td>第2段階</td></tr></tbody></table>		年間保険料額	期 別	保険料額	期 別	保険料額	28,670 円	4月期	4,700 円	10月期	4,970 円		6月期	4,700 円	12月期	4,800 円		8月期	4,700 円	2月期	4,800 円	保険料の徴収方法	特別徴収	特別徴収義務者	厚生労働大臣	特別徴収対象年金	老齢基礎年金	世帯	本人	基準判定所得	段 階	非課税	非課税	円	第2段階
		年間保険料額	期 別	保険料額	期 別	保険料額																															
28,670 円	4月期	4,700 円	10月期	4,970 円																																	
	6月期	4,700 円	12月期	4,800 円																																	
	8月期	4,700 円	2月期	4,800 円																																	
保険料の徴収方法	特別徴収																																				
特別徴収義務者	厚生労働大臣																																				
特別徴収対象年金	老齢基礎年金																																				
世帯	本人	基準判定所得	段 階																																		
非課税	非課税	円	第2段階																																		

※ 予防接種のために再発行はいたしません
※ 紛失した場合は、保健所で予防接種無料券を交付しますので手続きをしてください。
(保健所健康増進課
電話0134-22-3119)

(見本は縮小しています)

「世帯」、「本人」の両方に
「非課税」と記入されている場合は
予防接種実施医療機関に提示すると自己負担額が免除されます。